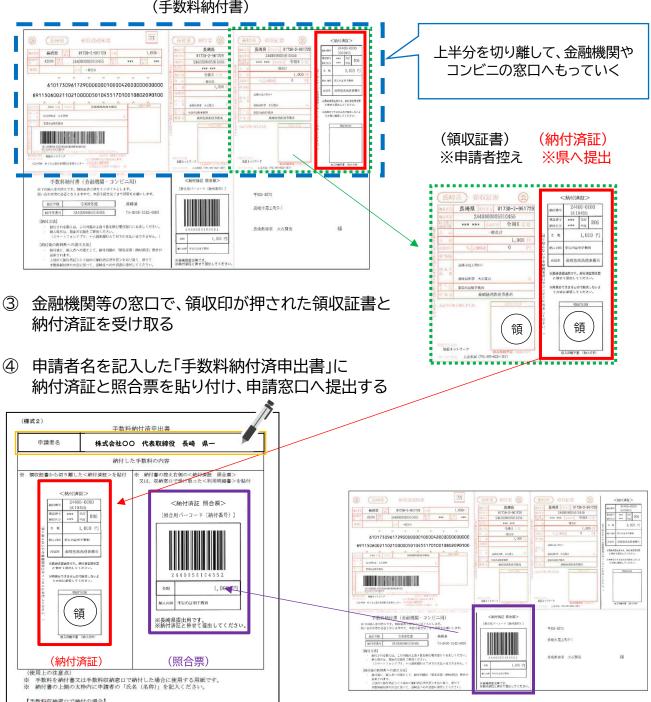
手数料納付書で支払うときの流れ

- ① 申請窓口へ手数料を納付書で納付したい旨を伝える
- ② 申請窓口から「手数料納付書」と「手数料納付済申出書(様式2)」が送られてきたら、 金融機関またはコンビニで支払いを行う ※現金支払いのみ



【納付書で納付の場合】 領収証書から切り難した<納付済証>と納付書の控え部分から切り難した <納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】 □ 財務会計システムへの申請書等受付の登録



(照合票)